

2024年10月31日

公益社団法人アムネスティ・インターナショナル日本
入管・多文化共生チーム

大阪出入国在留管理局参観記 質問と回答

この文書は、2024年10月8日に公益社団法人アムネスティ・インターナショナル日本の入管・多文化共生チームが主催して行った大阪出入国管理局の参観時の入管との質疑応答の記録である。なお、当日の代表者であった山田が『大阪入出国在留管理局参観記』も別途作成しているので参照されたい。

註1)

この記録は、事前に提出した質問書への会議室での入管による回答と、その回答に対するさらなる質疑応答、という形式をとっている。さらに、回答内容には、見学しながらの移動時に行われた質疑応答も含まれている。また、回答などの敬語・丁寧語などは省略した。

註2)

以下の質問で出入国管理および難民認定法は「法」、被収容者処遇規則は「規則」、名古屋入管の被収容者処遇細則は「細則」を意味する。

又、質問は令和元年12月12日の第4回「収容・送還に関する専門部会」の「入管収容施設内の処遇に関する現状」、令和5年9月8日の入国者収容所など視察委員会の意見に関する検討結果報告、2018年の大阪入管質問回答書を参考にした。以下の質問ではそれぞれ、「現状」、「報告書」、「回答書」と略記した。

< 当日、入管職員 > (敬称略)

総務課 渉外調整係	A…司会担当
処遇部門	B
審判部門	C
永住審査部門	D
総務課 広報係	E



開始前の会議室正面

<目次> (クリックすると各項目にジャンプできます)

- [1. 収容の状況について質問](#)
- [2. 大阪出入国在留管理局における被収容者の処遇、とくに健康管理についての質問](#)
- [3. 被収容者の処遇全般についての質問](#)
- [4. 大阪出入国在留管理局における被収容者の隔離、拘禁、制圧行動についての質問](#)
- [5. 大阪出入国在留管理局における苦情処置についての質問](#)
- [6. 大阪出入国在留管理局における難民申請について質問](#)
- [7. 人権教育について質問](#)
- [8. 改正入管法について質問](#)
- [9. その他\(当日、追加の質問\)](#)
- [10. 収容所配置関係\(当日、館内見学時の記録\)](#)

1. 収容の状況について質問

(1) 大阪出入国在留管理局における現在の被収容者数を男女別、国籍別にお教えてください。また、難民認定申請中の人及び LGBT の人の数をお教えてください。

(1-1 回答)

- ・収容人員(2024年10月8日午前0時現在)は52人。男が47人、女性5人。
- ・国籍(現在)：最多国はベトナムの方で半数を占める。次にイラン・ウガンダの方が多い。その他の国は1~2人。
- ・国籍(2023年末)：ベトナム(16人)、中国(4)、イラン・ナイジェリア・ブラジル・セネガル(以上各2人)、その他の国多数(各1人)、合計35人。

- ・ 難民申請中の人（現在）：統計なし
- ・ 難民申請中の人（2023年末）：6人（35人中）
- ・ LGBTの人（現在）：1人

（2）被收容者の年齢別構成を教えてください。

乳児（1才未満）

幼児（1才以上6才未満）

未成年（6才以上18才未満）

成年（18才以上）

（1-2 回答）

今、現在、未成年者の被收容者は0人。

（3）コロナ禍でかなりの方が仮放免になったと聞いていますが、この5年間（2019～2023）の非收容者数の推移を教えてください。

（1-3 回答）

1（3）被收容者の推移

年	2019	2020	2021	2022	2023
人数	72	46	23	37	35

※ 各年末時点の收容人員

（4）大阪出入国在留管理局における現在の收容期間別被收容者の人数を教えてください。

（1-4 回答）

- ・ 現在時点の数は統計が無く、答えるのは困難
- ・ 2023年末時点での收容期間別人数は下記の通り

入管名	半年未満	半年以上1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上	合計
大阪	33	2	0	0	0	35

（5）過去5年間に收容所から出所された人数を要因別に教えてください
現在送還忌避者は何人いますか？

（6）過去5年間の入所者数をお教えください。

(1-5,6 回答)

1 (5) (6) 出所入所者数

年	2019	2020	2021	2022	2023
出所人数	931	820	844	624	944
入所人数	929	794	821	638	942

- ・要因別の統計は取っていないので答えるのは困難。
- ・送還忌避者も統計は取っていないので答えるのは困難。
- ・仮放免更新時再収容者数、新たな収容者数の回答は無し。

(7) 家族(夫婦、親子)で収容されている人数を教えてください。

(1-7 回答)

- ・統計を取っていないので答えるのは困難。

2. 大阪出入国在留管理局における被収容者の処遇、とくに健康管理についての質問

(1) 部門別正規職員数、医師と看護師の数、および勤務態勢についてお教えてください。医務室の有無をお教えてください。

(2-1 回答)

- ・2023年度末で大阪入管全体の職員数は848人すなわち、関西空港支局神戸支局、各県の出張所5箇所の合計。うち、入国警備官は170人。
- ・部門別の正規職員数は不明だが、処遇部門は現在60人弱。(正規職員数か処遇部門職員数全体かは不明)
- ・常勤医師は0人。委託医師が4人。火金土が午前診療、木が午後診療。いずれも診療時間は一日3時間。
- ・常勤看護師は4人、非常勤看護師は1人。常勤の薬剤師が1人。
- ・日本語が不得手な入所者に対しては自動翻訳機で対応している。通訳が電話を使って対応することもある。

(2) 2022年、2023年の医師への診察申込数、庁内受診数、外部医療機関に移送した人数(外部に移送した人数については診療科別の人数をお教えてください)。

(2-2 回答)

2 (2) 診察申し込み数・受診数・外部医療機関への移送の人数

年	診察申込数	庁内受診数	外部医療機関に移送した人数
2022	1062	1060	155
2023	1079	1079	155

- ・外部移送の診療科別の人数は統計になく回答困難。
- ・2022年に申込があったのに受診しなかった2件について。外部診療直後に同じ症状で申し出あり。外部診療先のほうにも確認した結果、一定期間出した処方薬で様子を見て回復等が無いなら再診とした。2日間同じ人物が申出をし、どちらもその時点では診療せず。同人物は、一定期間をおいてから外部診療で再診になった。

(3) 診察が許可された場合、診察申し込みから実際の診療まで、2週間以上待たされることが多いとの情報があります。その中には申込日を診療前日に書き換えさせられた、という人もいると聞くことを聞きました。実際の申し込みから一週間以内までにおおよそどの程度の人が受診できていますか？

(2-3 回答)

・1週間以内には該当する先生の診療があるので1週間以内には基本的には受診できている。ただ、再診の場合は一定期間、処方薬を飲んでからの判断で、かつ同じ医師に診てもらうので、直近でない診察日になることがある。

(4) 2022年、2023年、医師による診察を申し込んだにもかかわらず不許可にした人数、およびその理由別人数をお聞かせください。

- ・常備薬などで対応した人数
- ・処置しなかった人数

そのうち、詐病が疑われた人数と詐病が疑われた理由

(2-4 回答)

・基本的に、体調不良の訴えがあれば、庁内診療や外部の病院での診察で対応している。歯科医は全て外部診療。

(5) 詐病が疑われた場合でも、医師や看護師の資格の無い看守がこの真偽を判断するのは難しい場合があると思います。本人が詐病を否定した場合は、医師の診断を仰ぎますか？

(2-5 回答)

・基本的に、入国警備官が本人から体調不良の訴えを聞けば医師に診察してもらっている。だから警備官が、詐病とか、必要ないとかいう判断はしない。

(6) 常備薬を使用しているにもかかわらず、症状が改善しない、もしくは悪化した場合はどのように処置されているでしょうか。

(2-6 回答)

・訴えがあれば、まず庁内で受診、次に医師から指示があれば外部の専門家を受診、という対応。

(6-1) 殆どの被収容者が常備薬を服用しているとの情報があります。現時点(例えば2023年末)における常備薬の種類毎の服用者数をお教えください。

(2-6-1 回答)

・薬の種類ごとの統計をとっていないので回答できない。2023年1月から12月までの1年間の常備薬の投与の総数は6215件。

・アム質問：向精神薬と普通の内科などの区別もないか？

・入管回答：統計をとっていない。

(7) 診察の申し入れがあり、検査で異常が出ても詐病と判断することはありますか。それはどのような場合ですか。

(2-7 回答)

・検査で異常が出ているのを詐病と判断することは全くない。医師の診察の結果が出れば、結果について医師から説明をしてもらい、必要なら外部への診療指揮をもらうなど適切に対応している。

(8) 「規則」第8条には健康診断が書かれていますが、収容時に健康診断を受けた被収容者は2022年度2023年度でどの程度いますか。収容後に健康診断をすることはありますか。持病(高血圧、糖尿、心臓病など)を持っている方は何人いるか把握していますか。していればお教えください。

(2-8 回答)

・入管では、健康診断を診療検査として把握しているので(6215件の中に含まれている)、健康診断だけを抜き出した統計はないので回答できない。

・健康診断の対象者は、数日中に出国することが決まっている人を除く全ての新規入所者である。そのほか新規入所者にはX線検査、血液検査、心電図検査がある。

・収容から3ヶ月経過ごとに健康診断を実施している。

・持病を持つ方が何人という統計は取っていない。健康診断の結果と入管前の刑務所や拘置所の入所歴があればそこからの引き継ぎ情報を合わせてそれらの情報をもとに対応している。

(9) 特に長期滞在者の場合、拘禁症（頭痛、目眩、吐き気、食欲不振、鬱症状、不眠、突発的暴言、幻覚妄想、痙攣、失立失歩）などが出やすいと言われています。拘禁症もしくはその疑いのある方を把握しているでしょうか。いるとすると何人ほどいますか。抗うつ剤、精神安定剤を常用している人は何人ほどいますか。

(2-9 回答)

・拘禁症として把握していない、統計をとっていない。

・書かれている症状を訴えがあればそれぞれの症状に対して医師に診断、適切な投薬、外部診療の指示をいただく。

・向精神薬、精神安定剤を処方されてる方はいるが、統計は取っていない

(10) 拘禁症状が出ないような対策をとっていますか。取っているとすれば、どのようなことでしょうか。

(2-10 回答)

・保安上または衛生上の支障がなければ、できる限り自由を与えるという原則の下、処遇を行うことで、ストレスを緩和するというところに心がけている。

・被収容者から各症状の訴えがあれば、それに対し庁内診療で対応。

・臨床心理士による心理カウンセリングを月に2回実施しているので、本人からの申し出があり、医師からの推薦、職員から悩んでいるようだとかストレスを感じているようだというような推薦等があれば、そういう方を優先してカウンセリングを受けてもらっている。

・アム質問：母国において強烈的な迫害や拘束を受けて何とか日本に逃れてきた人がこういう収容所に来た場合、精神科の先生方が、この人を仮放免にして早くゆったりとした環境の下で生活させるのがこの病状を取り除く唯一の方法だというアドバイスが出た場合、どうなるんでしょうか？

・入管回答：当然、可能性としては、仮放免というような判断はあるのかと思う。

・アム質問：専門の医師の専門的な判断は重視する、という判断で良いか

・入管回答：観察が必要な体調不良者は幹部とも共有するという体制に

なっている。その人について仮放免の申請があれば、医師にも確認するし収容を継続することが適当かどうか医師の意見を求めもする。ゆえに、医師から今、例示されたようなアドバイスがあれば基本的にはそれを踏まえて判断するので、当然、対応される可能性は十分ある。

(11) 臨床心理士(カウンセラー)は「現状」で、月二回来ていることになっています。現在はどうなっていますか。一回の時間はどれほどでしょうか。利用状況について教えてください。

(2-11 回答)

- ・コロナ禍に一時的に中断した時期があるが、現在、月2回心理カウンセリングを実施している。
- ・1回のカウンセリングにおいて2ないし3時間を確保している。
- ・アム質問：精神科医とは別のカウンセラーがいるのか？
- ・入管回答：臨床心理士と契約している。
- ・アム質問：1回2ないし3時間とは、カウンセラー1人につき2～3時間担当しているのか、患者一人につき2～3時間診てもらえるのか？
- ・入管回答：一人の臨床心理士が2時間を担当し、もう一人の臨床心理士が別の日に3時間を担当している。患者は一人につき1時間弱ぐらいの時間をとってカウンセリングする。月に4～5人を診てもらう。対象者が多い時は、月当たりそれより下回ることがある。

3. 被収容者の処遇全般についての質問

(1) 家族は同一の部屋に収容されていますか。「規則」、「細則」では男女別々、6才未満の子については被収容者と同室とありますが、6才以上の場合は同性でも別室ですか？

(3-1 回答)

- ・現在、未成年者はいないが、仮にいた場合、原則として未成年者は同室に収容することになっている。

(2) 一部屋の広さ、収容定員を教えてください。現在。一部屋辺りの平均収容人数は何人ですか。

(3-2 回答)

- ・一部屋の広さは写真で見せた通り。
- ・一部屋の収容定員は共同室では6人。
- ・現在満員ではないので、一室あたり1人～3人で運用している。

(3) 収容されている部屋の間取りを簡単に書いてください。

(3-3 回答)

※後述の「収容所配置関係」の5. 居室の項を参照。

(4) 部屋から出ることのできる時間（開放処遇時間という言葉が「現状」で見られています）は一日当たり何時間ですか。何時から何時までですか。解錠されている場合、被収容者の行動範囲はどの範囲になりますか（「現状」では「ホールなど」となっていますが、運動場、食堂、面会室、医務室、図書室、浴室、他被収容者の個室、とくに夫婦の場合配偶者の居室などは如何ですか）

(3-4 回答)

- ・開放処遇時間は休日、土日祝日も含む毎日実施。1日あたり5時間。時間は午前中が9時30分から11時30分までの2時間、午後が1時30分から4時30分までの3時間。
- ・収容施設は4区域A,B,C,Dに分かたれている。被収容者の行動範囲は、同一収容区域内。ホール、シャワー室、洗濯室がそれぞれの区域にあり、同じ区域内の他の被収容者の部屋にも出入りが自由にできる。
- ・ただし、他の収容区域へは自由に出入りできない。収容区域とは、保安上の支障や男女別できっちり分けて決定している。
- ・夫婦は別の区域なので自由に交流はできないが、過去には申出を受けて夫婦面会を許可した事例はある。
- ・アム質問：区域はA、B、C、Dの4つあるが、その間の移動はできるか？
- ・入管回答：Aの区域の人はAの中は自由に動けるが、B、C、Dの区域には移動できない。
- ・アム質問：神戸支局は運動が9時から12時、入浴13時から16時と書いていたが、こことは違うのか？
- ・入管回答：こことは違う。

(5) 風呂、もしくはシャワーは週何回ですか。利用時間は何分ですか。「現状」では、入浴回数、髪型の制限無し、開放処遇時間帯に1人用のシャワー室を自由に使用できる、とありますが、現在はどうですか。利用状況はどの程度でしょうか。

(3-5 回答)

- ・毎日5時間の開放処遇時間中に、自由に1人用のシャワー、個室のシャワーを利用することができる。

(6) 運動場はありますか。あるとすればどのようなものですか。一日の運動時間はいかほどですか。

(3-6 回答)

・運動場はある。9階に2ヶ所あり、一カ所は区域A、Bが利用。他方は区域C、Dが利用。開放処遇時間に毎日交代で2時間ないし3時間出入り可能例えばA区域の人が午前2時間利用でB区域の人が午後3時間利用し、これを交代で行っている。ただ、雨天等により開放しない場合も稀にある。

・運動場ではバドミントンなどができる。バレーボール、ソフトバレーボール、リフティングボール、ウォーターダンベルが希望により貸与。

(7) 本や新聞は自由に読めますか。「法」55条の7第二項には、被収容者が書籍等を閲覧することにより、入国者収容所等の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるときには、その閲覧を禁止することができる、とありますが、これに該当したため、閲覧を禁止した事例があれば教えてください。

(3-7 回答)

・入管備え付けのいくつかの本と被収容者が所有する本や新聞は自由に読める。英字新聞も一般の新聞も定期購読や閲覧は許していない。

・ほとんど自由に見てもらっている。しかし、本の内容が保安上、支障がある、もしくは収容所内の規律、秩序を乱す恐れがあるというようなものがあれば閲覧を禁止することも可能性としてはある。ただ統計等は取っていないので何件ということは答えられない。

(8) 居室にはテレビはありますか。

(3-8 回答)

・一部を除き居室にテレビが設置されている。

(9) 外部との電話通信は、開放時間帯は自由とのことですが。これは固定電話のことと思えますが、どこに置いてあるのでしょうか。

(3-9 回答)

・公衆電話は各区域のホールにそれぞれ3台ずつ設置している。

(10) 「回答」では閉鎖処遇中に居室内で電話を許可している、とのことですが、具体的にはどのように行われているのですか。実施時間は十分幅を持たせている、とありますが、何分程度ですか？

(3-10 回答)

- ・閉鎖処遇中は、公衆電話の使用を18時から21時までの間に実施。各区域に3台の回線なので、1部屋につき50分ずつ公衆電話の子機を居室に貸与して使用してもらっている。
- ・アム質問：携帯もスマホも使えないのか？
- ・入管回答：使えない。
- ・アム質問：LINEなど海外と無料通信も使えないことになるが、それは大阪入管だけでなく全国で同じ処遇か？
- ・入管回答：自分の知る限り、携帯はこの施設も利用させていない。
- ・アム質問：固定電話の利用は個人負担か？
- ・入管回答：個人負担である。

(11) 「細則」には被収容者電話記録書なる書式があつて通話内容を記載するようになっていますが、これは全ての通話に対して行っているのですか。全てでないとする、どのような場合に行っているのでしょうか。

(3-11 回答)

- ・基本的に被収容者の費用負担で使用する公衆電話は職員が通話内容を確認したり記録をしたりはしない。
- ・自費で電話できない、あるいは医療時間など庁内の電話で官費で通話する場合は職員が立ち会った上で通話内容を記録し局長に報告する、と細則で決められている。
- ・アム質問：お金がなくて電話できない方はおられるか？
- ・入管回答：稀にいる。帰国準備や金銭依頼、荷物の依頼、パスポートの依頼などのために担当者立ち合いのもと官庁の電話を使用することがある
- ・アム質問：こちらからは電話できるが、外からの電話を受けることができないということか？
- ・入管回答：外からの電話は受けることができない。

(12) 「回答」では「現在、当局収容場は各収容区域ホール内の自動販売機横に3台の電話を設置している。施設構造上、それぞれの電話に距離をとることは困難であるが、衝立等の設置に関しては、被収容者の利用実態を踏まえ、予算及び保安面を考慮の上、可否について積極的に検討する。近く視察委員会へ報告する予定なので、今日時点では説明を控えた」となっています。その後の経緯についてお教えください。

(3-12 回答)

- ・平成30年(2018年)の見学の時より、ホールの中で電話の間隔を広げて3台設置し直している。

(13) スマホなどの携帯は許されていますか。

(3-13 回答)

・スマホの使用は認めていない。パソコンの使用も認めていない。

(14) 面会時間、面会者に制限はありますか。「現状」では、弁護士とは入国警備官の立ち会い無しに面会可能、家族、友人、外部の者との面会回数に制限はないとのこと。今までに保安上、または衛生上支障があって面会を不許可としたことがあるのでしょうか。あればどのような場合だったか教えてください。その時に不許可の理由は面会者、被収容者に伝えられましたか。

(3-14 回答)

・一般の面会は原則として30分の時間制限を設けている。ただし、大使館・領事館の職員や弁護士は面会時間の制限はない。
・同じ面会者が同じ被収容者と面会するのは1日につき1回まで。
・面会不許可は2022年と2023年に1件ずつあった。どちらも不許可の理由を面会者と被収容者の双方に説明した。
・アム質問：法律が変わって弁護士の面会に時間制限が生じたのでは？
・入管回答：法は変わったが現在制限をかけていない。もし弁護士の面会が重なった場合、時間制限もありうる。

(15) 居室にはエアコンはありますか。部屋の温度は何度以下、何度以上に保たれていますか。温度管理は非収容者ができるのでしょうか。

(3-15 回答)

・構造上、被収容者が直接、温度調節はできない。ただ、見張り室で職員が風量調節することは可能。原則、冷房時は室温28度、暖房時は室温19度の運用。

(16) 「規則」には一人当たりのエネルギーは2200kcal～3000kcalとあります。食事は一日当たり何キロカロリーでしょうか。

(3-16 回答)

・実際の大阪入管と業者の契約上は、1日1人3食当たり総エネルギー量2500 kcal 以上3000 kcal。

(17) 食費は一人当たりいかほどでしょうか。

(3-17 回答)

- ・ 食事費用と配送費込みで、朝食940円。昼と夕食1120円。
- ・ 宗教上または健康上の理由のため特別に禁忌食材を使用しない特別食は、朝食1060円。昼食夜食1240円。

(18) 「規則」には所長などは検食しなければならない、とありますがどのようにされているのでしょうか。

(3-18 回答)

- ・ 基本的に大阪局長が指定する、例えば処遇担当の首席入国警備官や会計課の職員などが、被収容者の毎食の検食をしている。その際、対象物のおいや火の通り具合を確認している。

(19) 「規則」には生活様式の尊重が記されています。イスラム教、ユダヤ教、ヒンドゥー教の方では宗教上、食べてはいけないものがありますが、そのような配慮はされていますか。ハラール食、ラマダンへの対応などについてお教えください。

(3-19 回答)

- ・ 普通食の他に特別職も用意して提供している。特別職は、牛または豚抜き、魚介類抜き、減塩など。
- ・ ハラル食については画一的な定義がないことに加え、給食業者側の対応も困難なので、現時点ではハラール食は提供はできていない。
- ・ ラマダンの希望者に対しては、給食支給の時間帯を変えるなどで対応

(20) 人によっては食物アレルギーの方がいますが、その場合の配慮はされていますか。

(3-20 回答)

- ・ 申し出れば特別食を用意している。

(21) 2018年の参観時、一週間分の食事の写真を提供することは可能ということだったので提供していただきたい、と思います。

(3-21 回答)

- ・ 事前に山田氏が開示請求。現物写真を送付済み。

(22) 実費を払うので参観者が食事をできるように、お願いします。

(3-22 回答)

- ・ 事前に不可の回答

(23) 「現状」では、被収容者が物品を購入するのはほぼ自由とのことでしたが、面会者が被収容者と面会する場合、物品、食品などの差し入れでは保安上、衛生上の制限があるやに窺われます。保安上、衛生上、どのような問題があると考えられますか。検査で保安上、衛生上の問題はクリアできませんか。

(3-23 回答)

- ・ 現在、飲食物の差し入れは認めていない。
- ・ 使ったり食べたり飲んだりできないものを隠して持ち込ませようとする事例が過去に他の場所であった。検査だけではこの問題をクリアすることができない。
- ・ かわりに、物品の購入は自由なので飲食物は自費で購入してもらえらる。

(24) 2019年～2023年の各年毎の自傷行為の件数をお教えてください。

(3-24 回答)

- ・ 統計をとっておらず回答困難。

(25) 被収容者が三日以上拒食した件数と拒食期間をお教えてください。

(3-25 回答)

- ・ 統計をとっておらず回答困難。

(26) 「現状」では2018年6月衛生面や食事に関する苦情から集団で居室にたてこもる事案が発生した、書かれています、衛生面や食事面ではその後改善がありましたか。

(3-26 回答)

- ・ 衛生面、食事面で2018年以降、コロナのせいもあるかもしれないが、同じような事案は起きていない
- ・ 衛生面、食事面について被収容者から出た要望については、普段から契約業者との意見交換を行っている関係の担当者にも伝えて、その場で被収容者の要望について業者側に申し入れをしている。業者側にも可能な限り要望を取り入れてもらっている。

(27) 改正「法」が6月10日より施行になりましたが、被収容者の処

遇で変化したところはあるでしょうか。あれば記してください。

(3-27 回答)

- ・ 処遇の内容を変更する目的での法改正ではなかったため、基本的にはこれまでと同じ処遇を行っている。
- ・ ただ、従来は規則であったものが法律となったので、「刑事収容施設および被収容者の処遇に関する法律」という法律との整合性を保つために2点で変更あり。
- ・ 1、被収容者が居室で、自分で保管する「保管物品」とスマホやパソコンなど居室で持てない「領置物品」（入管預かりになる物品）の総量規制ができた。しかし十分な大きさの総量なので、実質的に変更には当たっていない。
- ・ 2、不服の申し立ての種類や申立先が大幅に増えた
- ・ 他に、弁護士の面会の時間の規制が可能になった
- ・ 3ヶ月ごとの健康診断を実施
- ・ 全体として、6月10日を境に大きく変化した点は他にあまりない。

4. 大阪出入国在留管理局における被収容者の隔離、拘禁、制圧行動についての質問

(1) 「規則」第18条に基づく隔離処分は以下の場合行われることになっています。

1号1項 逃走、暴行、器物損壊その他法令に触れる行為

1号2項 職員の職務執行に反抗し、またはこれを妨害した。

1号3項 自殺、または自損

2023年における隔離件数をお教えください。

隔離日数をお教えください。

(4-1 回答)

4 (1-1) 2023年隔離件数

施設	18号1項	18号2項	18号3項	隔離件数合計
大阪	12	8	5	21

※ 隔離事由別件数が重複の場合があるため合計隔離件数と一致しないことあり。

4 (1-2) 2023年隔離日数

施設	1日未満	1日以上 2日未満	2日以上 3日未満	3日以上 4日未満	4日以上 5日未満	5日以上 10日未満	10日以上
大阪	0	0	1	7	3	10	0

(単位：件)

(2) 「規則」第19条に基づく戒具の使用は以下の場合、行うことが出来るとあります。

1号1項 逃亡の恐れがあり、防止方法がない。

1号2項 事故または他人に危害を加え、防止方法がない。

1号3項 収容所などの設備、器具その他のものを損壊

2023年におけるそれぞれの件数をお教えてください。

(4-2 回答)

4 (2) 2023年 第19条戒具使用件数

施設	1号1項	1号2項	1号3項	戒具使用合計
大阪	0	4	0	4

(3) 戒具の使用は必要最小限度の範囲であることを所長は確認していますか。

(4-3 回答)

・戒具の使用は必要最小限の範囲である。それを所長、局長が確認している。捕縄および手錠は局長の指示を受けて使用するが、時間がないときは入国警備官の判断で使用後に報告することとされており、常に必要な報告を求めることを全て局長が確認している。

(4) 外部医療機関護送時に戒具(手錠、腰縄)を使用した件数は何件ですか。そのうち、医師による診察時にも戒具を使用した件数は何件ですか。2018年での回答では、「使用しないこともあり得る」とありますが、この回答からは殆どの場合(99%以上)、戒具を使用していると読み取れますが、この認識で正しいでしょうか。

(4-4 回答)

- ・統計を取っていないので回答は困難
- ・庁舎外への連行時には原則として捕縄および手錠を使用している
- ・診察や検査時に医師から要請があれば適宜解除している

(5) 外部医療機関護送時に戒具を人の目につかないような措置を採られていますか。

(4-5 回答)

- ・統計を取っていないので回答は困難
- ・外部連行用の上着を着用させ、主な部位が上着の内部に隠れるような措置をしている。

(6) 戒具を装着した被収容者の診察を医師が拒否したことはありますか

(4-6 回答)

- ・連行前に捕縄や手錠を使用して連行することをあらかじめ医師に伝えている。
- ・受診時に医師の指示に従って捕縄や手錠の使用や解除は行っている。

(7) 外部医療機関護送時に戒具を使用されることに対して被収容者からの苦情はありますか。その苦情に対してはどのような措置を採りましたか

(4-7 回答)

- ・捕縄や手錠を使用することを好まない被収容者の方がいる。必要性や配慮している点を説明して根気よく説明して対応している。

(8) 戒具(金属手錠、捕縄)の現物を見せていただけませんか。

(4-8 回答)

- ・会場の机の上に現物を並べて提示。
- ・左から、第1種手錠、第2種手錠、第1種捕縄、第2種捕縄。
- ・第1種手錠は護送時に使用、あるいは入国警備官が職務の時に持つ。第2種手錠は昔、革製だったが廃止されこれになった。巾が5センチほどあり、内側が布製になっていて腕の内側を開けることができる。第1種捕縄は昔からある単なる縄。第2種捕縄は連行の際に腰縄にするための捕縄。青い線が見え、中にワイヤーが入っている。
- ・アム追記：当日の当初に会議室内は写真を撮影することを入管が許可したため、アムネスティメンバーが机の上に並べられた手錠と捕縄の写真を撮影したが、入管がこれを制止したため、メンバーが「ならば消します」と伝えた。以下は、出入国管理及び難民認定法施行規則の別図に出ていた拘束具の図である。



(9) 制圧行動は過去5年間で何回行われていますか。

年	2019	2020	2021	2022	2023
回数					

(4-9 回答)

- ・統計を取っておらず回答は困難。

(10) デニスさんが過剰な制圧を受けた件で裁判所は一部過剰制圧があったことを認めています。その後、制圧について方法を変えたというようなことはありますか。

(4-10 回答)

- ・有形力の行使については合理的に必要と判断される限度でのみ許容されるものであり、各種研修や訓練の機会を通じて、抵抗の度合いに応じて必要最小限度にとどめるということを徹底して職員に教育している。
- ・アム質問：合理的と判断した場合のみというのには裁判所が過剰制圧だと認定する前からあったのでは？その後に変化があったか知りたい
- ・入管回答：合理的と判断した場合のみという言葉は認定前からあった（文章的には変化はない）。しかし裁判所から認定・指摘を受けて、訓練や研修において厳しくその点は指導されている。

5. 大阪出入国在留管理局における苦情処置についての質問

(1) 「規則」、「細則」では、被収容者の意見聴取をすることになっています。2022年、2023年の聴取回数をお教えてください。

(5-1 回答)

- ・意見聴取の回数は、2022年は55件、2023年は572件。

(2) 2022年、2023年における被収容者の処遇に関する申し出や請求の件数をお教えてください。

(5-2 回答)

5 (2) 被収容者の処遇に関する申出や請求の件数

年	2022	2023
総件数	2924	4549
内、事件関係	65	89
内、処遇関係	1020	1720
内、その他	1839	2758

(3) 内容別件数をお教えてください。

事件関係 (違反調査および審査、仮放免担当者との面接)
処遇関係 (物品供与、貸与品の交換、食事、個室解錠時間)
医療関係 (申請不許可、申請から受診までの時間など)
帰国手続き関係 (航空チケット購入など)
時間外電話
荷物整理
その他

(5-3 回答)

・ (5-2 回答) に記載。

(4) 被収容者から収容に関する (食事、面会、医療処置、職員の対応、拘束具など) についての不服の申立件数とその内容についてお教えてください。それらについて対応したものがあれば、その内容をお教えてください。

(5-4 回答)

・ 規則第41条に基づく不服の申立件数は2022年は13軒、2023年は6件
・ 申立内容は個別事案なので答えない。例として職員の対応を不服とするものなどがあつた。

6. 大阪出入国在留管理局における難民申請について質問

現在の難民認定申請者および認定など

(6 回答)

6 難民認定申請数・認定者数など（大阪）

年	2019	2020	2021	2022	2023
難民認定申請者	186	78	42	72	218
難民一次認定者	11	0	4	5	5
補完的保護対象者となった者	-	-	-	-	1
異議申し立てをした者	114	83	90	68	81
異議申し立て認定	1	0	1	0	1
異議申し立て補完的保護	-	-	-	-	0
異議申し立て棄却	92	97	91	80	32
関空支局における一次庇護上陸許可申請者	11	1	0	1	10
うち、許可者	0	0	0	1	9
関空平均収容日数	1.1日	1.0日	1.0日	1.0日	1.0日

・ 全国の入管の上位数カ国や男女別の数値はあるので、本日、資料として渡す。

・ 資料は置いてあったが、持ち出してこなかった。残念！

7. 人権教育について質問

「出入国在留管理庁職員の使命と心得」には「人権を大切にすることは全てのことの大前提であり、その前提の上に、法令と正確な事実認定に基づいて、何らの先入観を持つことなく、冷静に業務を行うことが、行政官として必要です」とあります。また「法」第五十五条の十六には入国者収容所等に勤務する入国警備官には、被収容者の人権に関する理解を深めさせ、並びに被収容者の処遇を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修及び訓練を行うものと

する、とあります。

(1) 研修および訓練について以下の項目についてお教えてください。

(2-1) 内容、もしくは項目。

(2-2) どの部門、どの階層に対して行われていますか。

(2-3) 必須ですか、任意ですか。

(2-4) おおよその受講者数

(2-5) 年間研修訓練時間数

(7-1 回答)

・入管庁で全職員研修を実施。対象は、退職年数、役職、業務内容などごと。内容は、大学教授などの人権問題の専門家による人権諸条約などの人権に関する講義。

・2021年から人権問題に特化した研修を入国者収容場と地方の入管庁職員全員対象に実施。

・大阪独自に、処遇や警備などの入国警備官対象の研修も実施。一回1時間を2日間行った。任意受講で、今年度は46人参加。他局のオンライン視聴は166人。

(2) 差し支えなければ使用しているテキストのコピーを下さい。

(7-2 回答)

・事前に山田さんに案内して開示請求中。

・ただ、講師の都合、今後の講師の確保への支障などの理由から公表できない可能性もあり。

(3) 以前 収容者は職員に対し「先生」と敬称で呼ぶことを義務付けられていたとの証言があります。このルールは今もありますか。

(7-3 回答)

・過去に一部の被収容者が職員を「先生」と呼ぶことがあったようだ。しかし、当局から義務づけやルール化したものではない。

・現在「なんと呼んだらいいか？」と尋ねられたら、「担当官」「担当さん」「オフィサー」などの呼称を案内している。

8. 改正入管法について質問

(1) 従来の仮放免者の身元保証人は自動的に「監理人」となるのでしょうか。

(8-1 回答)

・仮放免の身元保証人が自動的に監理人となることはない。今回の法改正で監理人の責務を理解した上で被監理者の方の監理人になることを承諾した方で、その遂行能力を判断して主任審査官が選定する。

(2) 法の目的とした収容所長期滞在者の減少はありましたか。あるいは減少は見込めるでしょうか。

(8-2 回答)

・断定はできないが、監理措置決定を実施したので、その範囲において長期収容を回避し、または抑制効果があるものと受け止めている。

9. その他 (当日、追加の質問)

(1) 海外の収容施設の処遇を見たらもっと自由に収容者が生活しているという情報を得ている。これまで受けた研修の中で海外における国際人権法に基づく処遇に関して話や説明があったのかどうか？ もう一つ、逆に職員の皆さん方が処遇を見て、「自由でない、不自然じゃないか」と思われたときに、各入管の皆さん方の現場の意見を本省の方に伝え、改善に向けて、皆さん方の声を反映する、という仕組みがあるのかどうか。

(9-1 回答)

・職員個人レベルで、外国でこういうやり方があるよとかそういうことを聞くこととはあるが、全職員対象の研修で海外のやり方などを参考にしていくかということ、そこまでの段階でもないかもしれない。ただ個人で海外のやり方を聞いている者もいて、感想はそれぞれが感じている。

・処遇に限らず、職員や審査官が自分でそれぞれ思うことがあれば、当然業務改善の意見を上に言い、さらに官公庁などに上げていく。業務改善に関して意見する仕組みは整備されている。

・アム質問：新規収容者の方の意見も何件かあるっておっしゃってましたね。そういう意見も含め施設の改善に向けて、支局だけでなく本庁に還流させていくルートも存在しているか？

・入管回答：そういった意見があって、確かにそうだということになればもちろん本庁の方にも報告していく。

(2) 27番の法改正のところで説明を受けたが、よくわからないのが要するに刑務所の処遇と同じ書きぶりにしたので、それに従って変わった部分があるという風に聞こえたが、それで結局、管理が厳しくなる方向に変わったのか？それとも緩くなる方向に変わったのか？ 厳しくなるよ

うに変わったような印象を話の中で受けたが、それは間違いか？

(9-2 回答)

・基本的に厳しくなった点はほとんどない。唯一、制限がかけられたのが保管グッズ。本人が持てるものはこの量までですよ、あと入管に預けておける限度量を決められた。被収容者への制限が目に見えてわかるルールとして紹介した。ただ実態としては、今まで持っていた量がそれを超えていないので、今までよりも大きな容量で規定量が作られたので、現時点では問題は起こっていない。が、今後、たくさんの荷物を持ち込みたいときに、制限がかかる可能性はある。今まで制限がそもそもなかったところに制限が一つついたことになる。

(3) 広さが目分量ではよくわからないので何かわかるものが欲しい。今すぐでなくてよいので、後で、居室、運動場、ホールの寸法が欲しい。

(9-3 回答)

・わかれば。

(4) 隔離部屋、隔離されてる人たちが入ってる部屋がいくつあるのかと、掃除があんまりされてないっていう話を聞いたが、その部屋の床やトイレはどれぐらいに1回掃除をやっているのか。

(9-4 回答)

・隔離されている部屋は今回の法改正で「保護室等」という呼び方になった。予備室は合計で4部屋。その清掃は会計を通じて主要区域内の全ての清掃と同じように契約をしている。少なくとも週に1回とか、数日に1回、あるいは2日に1回かはわからないが、その契約の中には予備室も組み込まれていて、一定の周期で清掃が入る契約になっている。その範囲でやっていると思う。ただどうしても使用している間は、当然、清掃業者に入ってもらえないので、その間は自身で部屋の中をある程度、綺麗に保ってもらう必要は出てくると思う。

・アム質問：自分で掃除するのか？

・入管回答：使用時は清掃業者に入ってもらうことはできないので。

・アム質問：ずいぶん床が汚いという噂を聞いたが、本当なら、できたら綺麗にしてあげてほしい。

(5) (アム意見) LGBTの人の件で。収容時に本人に1人がいいとか、みんなとがいいとかを確認してから処遇されていると思うが、トランスジェンダーの人に関しては自分の性、それぞれの希望にもよるが、やはり性自認をしているところの部屋、男性グループなのか女性グループなのか、

その辺のトランスジェンダーの人への処遇についても、自分の性自認を優先した形でブロックや部屋を決めて欲しい。本人にちゃんと確認するのが一番大事だと思うので、いろんな方がこれから出てくると思うので、処遇を考えていただきたい。

(9-5 回答)

・今、言っていたように、入ってきた最初の時に、まず、本人さんとどういった部屋を希望するかを聞き、それに対して応じられるところと応じられないところがあるので、本人と話して部屋と区域を決めている。本人の希望を100%飲める場合も当然あるし、どうしても保安上の関係から全部は飲めないところも出てくる。本人の希望があったとしても、同じ区域になる他の人たちの希望はどうか、その本人だけを完全に優先できないときもある。

・アム質問： その辺は事情も含め基本的には本人が納得してもらえれば

・入管回答： そうだ。

・アム質問： この点は昔より大変改善したので大阪入管がいろいろ対応してくれていることについては本当にありがたく思っている。よろしく。

(6) (アム質問) (会議室の四隅の装置に) 赤い点が四つあるが、これはカメラなのか？ 録画されているのか？

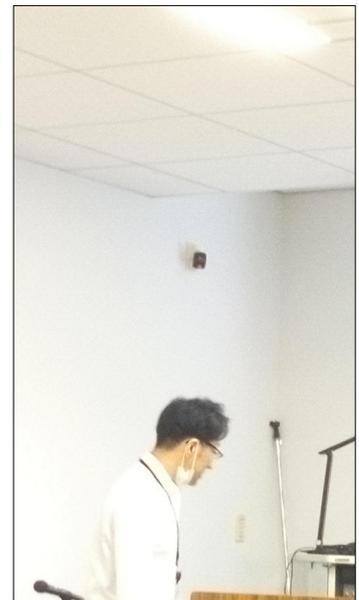
(9-6 回答)

・いや録画はしてないはずだが… (しばらく、前の職員数人でやりとり?)

・アム質問： もしカメラなら消してもらいたい。

・入管回答： ええ、ええ。

(7) (アム意見) アムネスティは国際人権法を守ることを主旨として活動している団体。日本の入管行政は国際水準からかけ離れている部分があると我々は認識している。そういう意味で、現場で働いている方々にも国際人権法はいったいどういうことを言っているのかをぜひ勉強していただいてその線に近づくような処遇に努めていただきたい、国際人権法をぜひとも順守していただきたい。皆さん方にそういうことをお願いしたい。よろしく。



会議室正面左上の装置(4つの赤い点のうちの一つ)

(8) (アム意見と質問) 入管庁のミッションは、異分子を大変厳しくシャットダウンするという法律に基づいて、合わない人は中に入れないという姿勢が強い一方、なかなか人権を守れない。入管の職員の皆さんが現

場を預かっていて、非常に内面的、心の面で難しい面があるんじゃないか
その辺はどうか？ そのへんの難しさは、本音で言いにくいだろうが、こ
こだけの話で何か話すことができるか？

(9-8 回答)

・両方の相反するところがある。良い方には来ていただきたいし、日本の
ルールを守れない人は強制的に排除しなくてはいけないので、これは相反
することに思えるが、別に両立できないことではないと我々は考えている
さらに言うと最近では共生社会で、国際交流協会と一緒に外国人相談会の場
を設けている。昔のイメージでは厳しいのかもしれないが、シャットダウ
ンするのではなく、外国の人と共生できたらという考えになっていると思
う。

質疑応答は以上

10. 収容所配置関係

以下は、案内されての館内見学時の記録である。

6階 医療、休養室、面会室、洗濯室、シャワー室などがある。位置関係はどうなっているかはよく分からない。とりあえず見たところを下記に記す。

(1) 入所手続き室

貸与品（運動具など）がおいてある。被収容者の物品留置場もある

(2) 休養室（目的は病人などの一時的休養）

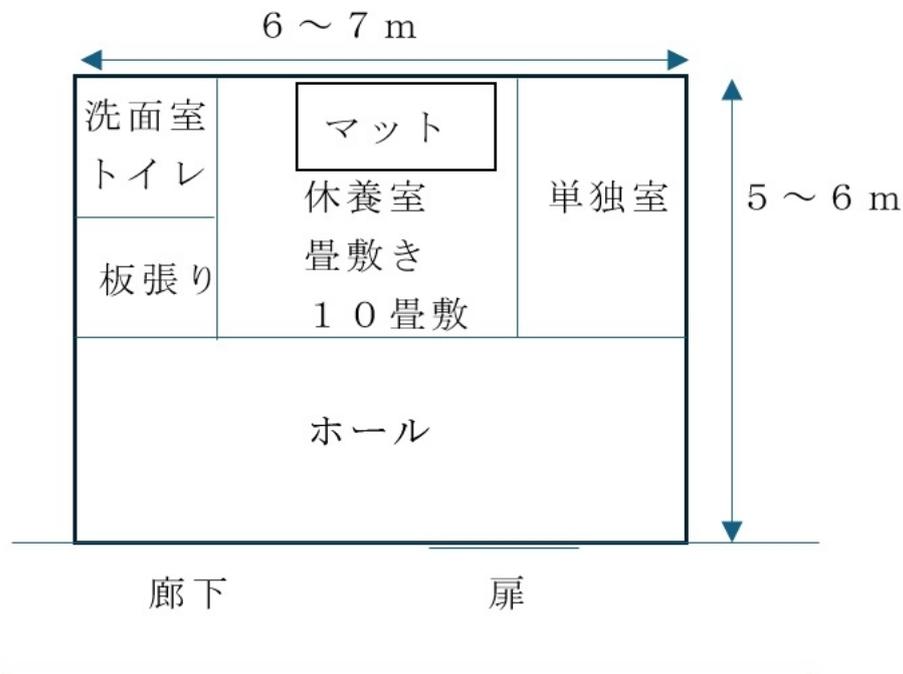
寸法は目分量。

畳10畳は勘定したので確か。部屋の寸法については問い合わせ中だが、まだ回答はない。

マットは厚さ10センチくらい。一人が横になることのできる大きさ。

休養室とホールの間はほぼ全面ガラス張りになっていて休養室の隅々まで見えるようになっている。単独室には2段ベッド、トイレ、洗面室。

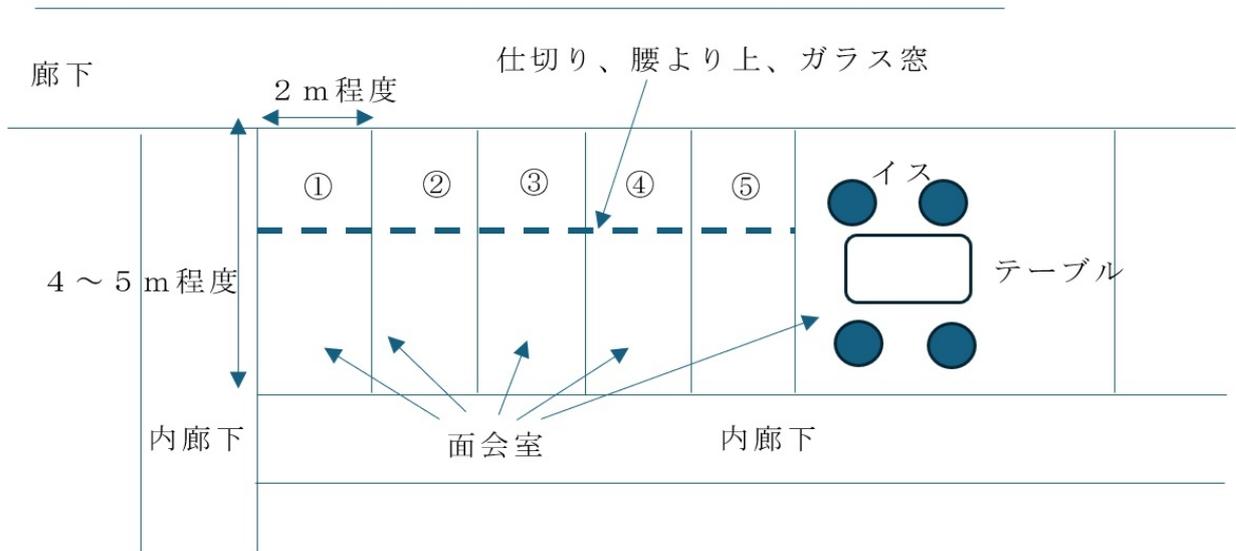
ホールにいる人からは丸見えてプライバシーへの配慮はない。



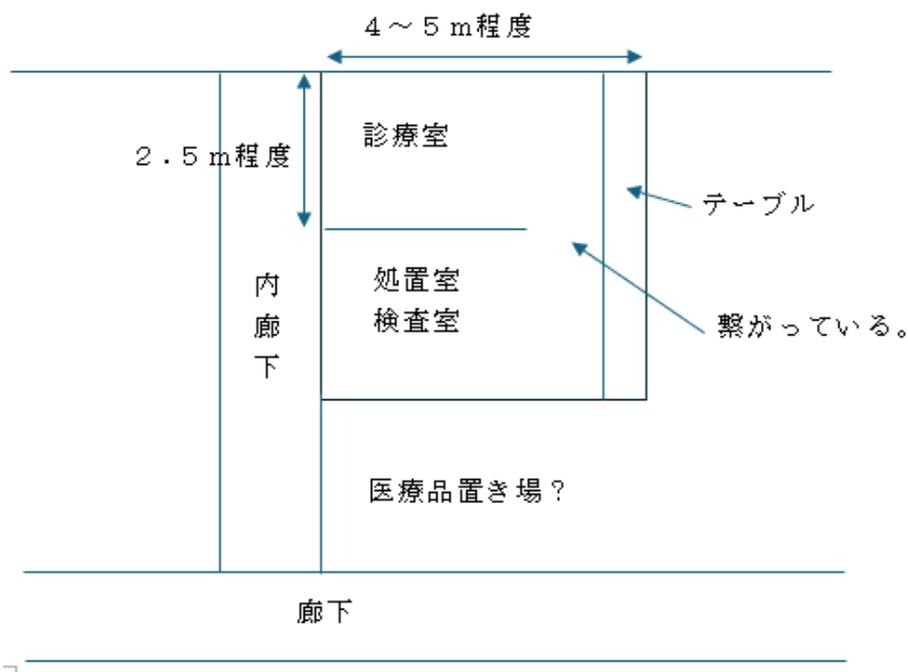
(3) 面会室

一般の人向けの面会室は①～⑤、かなり狭い感じである。一方で、被収

容者と領事との面会用の部屋は、イスとテーブルの置いてあり、ゆったりしている。例外的に家族との面会に使われることもある。



(4) 医療室



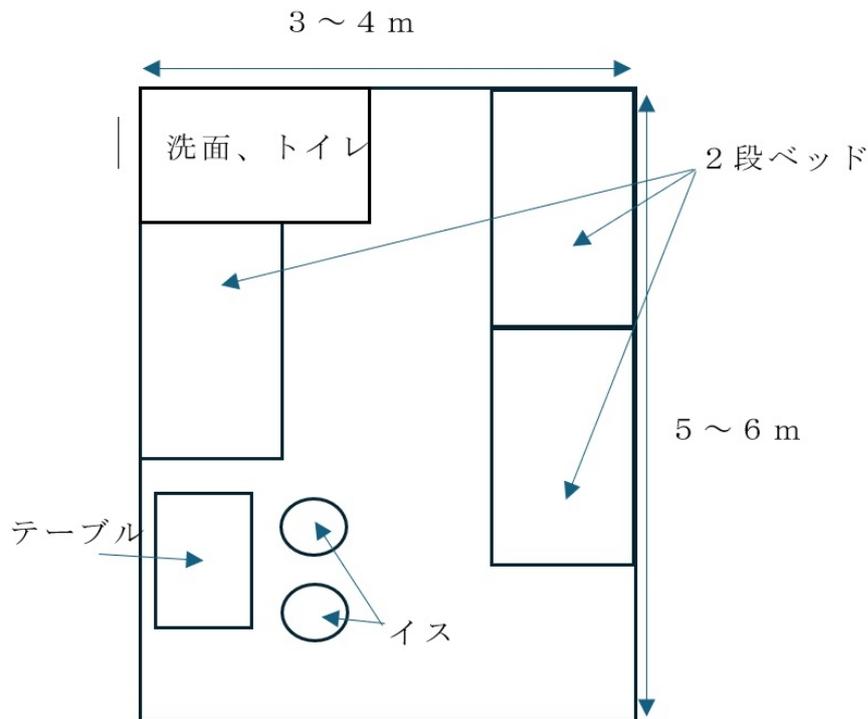
診療室の広さは通常の医院と同程度。

(5) 居室

居室は7階にあり、入所者のプライバシーに配慮するということで見学はできなかった。

A,B,C,Dの4区域があり、それぞれに、居室（共同室＜6人定員＞、単独室＜定員一人＞）、シャワー室、洗濯室、ホールがある。但し、運動場

は2区域に一つ。これは半日ずつ、交互に使う。一区域の定員は50人。全体では定員200人。写真を見せてもらったが配置は下記の通りである



イスは6個あるという話だったが、スペース的には6個も開ける広さではないように思われた。ベッドに腰かけるか、横になるしかないように思われた。今は1~3人ということであるが、6人ともなれば超過密である。

(6) ホール

共同の居間であるが、大きさは6人居室の2倍か3倍程度に見えた。電話機が3台、ベンディングマシンが一台置いてあるほか、写真にはテーブルもイスも写っていなかった。あるのか、無いのかは確認しなかった。

他に拘禁室（「改正」法では「保護室等」）があるはずであるが、この説明はなかった。

以上